

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月13日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関48箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
鶴岡工業高等学校	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
庄内総合高等学校	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
鶴岡警察署	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
こども医療療育センター庄内支所	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員
庄内職業能力開発センター	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員
庄内空港事務所	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員
酒田西高等学校	令和5年11月16日	奥山委員	松田委員
酒田光陵高等学校	令和5年11月16日	奥山委員	松田委員
庄内教育事務所	令和5年11月16日	高橋委員	海老名委員
加茂水産高等学校	令和5年11月16日	高橋委員	海老名委員
水産研究所	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
庄内農業高等学校	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
鶴岡養護学校	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
庄内警察署	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
庄内児童相談所	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員
鶴岡乳児院	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員
酒田東高等学校	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員

新庄北高等学校	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
新庄南高等学校	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
新庄養護学校	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
環境科学研究センター	令和5年12月1日	高橋委員	海老名委員
最上教育事務所	令和5年12月1日	高橋委員	海老名委員
庄内食肉衛生検査所	令和5年12月6日	奥山委員	松田委員
米沢商業高等学校	令和5年12月6日	奥山委員	松田委員
小国警察署	令和5年12月6日	奥山委員	松田委員
最上学園	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
南陽高等学校	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
長井高等学校	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
長井警察署	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
置賜教育事務所	令和5年12月11日	松田委員	—
米沢興譲館高等学校	令和5年12月11日	松田委員	—
米沢工業高等学校	令和5年12月11日	松田委員	—
置賜食肉衛生検査所	令和5年12月11日	海老名委員	—
やまなみ学園	令和5年12月11日	海老名委員	—
消防学校	令和5年12月20日	松田委員	—
飯豊少年自然の家	令和5年12月20日	松田委員	—
小国高等学校	令和5年12月20日	松田委員	—
鶴岡北高等学校	令和5年12月20日	松田委員	—
鶴岡高等養護学校	令和5年12月20日	松田委員	—
酒田特別支援学校	令和5年12月20日	松田委員	—
酒田警察署	令和5年12月20日	松田委員	—
鳥海学園	令和5年12月20日	海老名委員	—
工業技術センター庄内試験場	令和5年12月20日	海老名委員	—
鶴岡南高等学校	令和5年12月20日	海老名委員	—
鶴岡中央高等学校	令和5年12月20日	海老名委員	—
遊佐高等学校	令和5年12月20日	海老名委員	—
南陽警察署	令和5年12月20日	海老名委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 酒田光陵高等学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 2件 合計22,667円
主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の7月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年8月3日

調定日 令和5年1月4日

調定額 11,484円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 5件 合計35,472円
主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の4月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年5月6日

調定日 令和5年1月4日

調定額 5,202円

ロ 新庄北高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で旅費支給手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの
正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 62件

2箇月超 78件

ハ 新庄養護学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの
勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計64,620円

主な事例は以下のとおり

令和5年6月支給分

既支給額（100分の70） 226,175円

正支給額（100分の80） 258,485円

要追給額 32,310円

ニ 米沢工業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 38件

ホ 酒田特別支援学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 10件 合計86,000円

主な事例は以下のとおり

産業現場等における実習委託

請求日 令和4年11月24日

支払期限 令和4年12月8日

支払日 令和5年4月28日

支出額 13,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

- (イ) 赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの（酒田西高等学校）
- (ロ) 支払期限内に支払をしていないもの（新庄北高等学校、鶴岡高等養護学校、遊佐高等学校）